

html、「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等に関する公表について：<http://www.fsa.go.jp/receipt/soudansitu/index.html>）。

国土交通省において、自賠責保険金等の支払いの適正化を図ること、適切な損害賠償が受けられるよう支援を行うこと、ひき逃げや無保険車等による事故の被害者に対しては政府保障事業において適切な支援を図ることとされた。

平成13年の自動車損害賠償保障法改正により、政府再保険による自賠責保険金等支払いの全件チェック体制から、重要事案のみの事後チェック体制に制度が改正され、国土交通省による保険会社等への立入検査、適正な支払いを行うことの指示等により保険金等支払いの適正化を図ることとし、併せて自賠責保険金等の支払い等に関する紛争処理のため、財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構

(<http://www.jibai-adr.or.jp/>)を指定し、紛争処理を行わせているところであり、当該紛争処理業務に要する経費の一部の補助を行っている。

自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく指定紛争処理機関である、財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構では、自賠責保険金等の支払いに関し、被害者等の紛争処理申請に基づき、公正中立で専門的な知識を持つ弁護士や医師等が支払い内容を審査し、調停を行っている。平成14年の指定以降、その業務は年々重要性を増し、平成14年度で161件あった紛争処理件数は、平成17年度では477件と増加傾向にあり、今後も引き続き、当該事業の実施のため必要な支援を行っていく。



出典：(財)自賠責保険・共済紛争処理機構ホームページ

財団法人日弁連交通事故相談センター(<http://www.n-tacc.or.jp/>)における支援については、被害者の保護の増進の対策として、自動車事故に関する法律相談、示談あつ旋事業等を無料で行う同センターへの支援を行い、交通事故被害者の損害賠償問題の適正かつ迅速な処理の促進をもって被害者救済を図っている。

平成16年度は、相談所を全国140か所に開設し、このうち28か所で示談あつ旋を行っており、相談所を延べ7,956日開設し、事故相談件数は3万4,353件を受け付けている。また、平成17年度は、相談所を全国141か所に開設し、このうち示談あつ旋を行っている相談所は29か所開設されており、相談所を延べ7,972日開設し、事故相談件数は3万4,848件を受け付けている。

次に、政府保障事業による損害てん補については、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づき、自賠責保険による損害賠償を受けることができないひき逃げや無保険車等による事故の被害者に対して、本来の賠償責任者である加害者に代わり、政府が直

接その損害のてん補を行っているものであり、平成16年度の損害てん補件数は、4,754件、平成17年度の損害てん補件数は、3,154件となっている。

政府保障事業については、国土交通省ホームページ上で確認することができる (<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/kyusaitaisaku/03.html>)。

(8) 受刑者の作業報奨金を損害賠償に充当することを可能とする制度の十分な運用

法務省において、これまで、監獄法施行規則第76条第1項の規定に基づき、作業賞与金計算高を有している受刑者が、犯罪被害者に対する賠償のため同計算高の使用を申し出た場合は、情状により在監中であっても同計算高の三分の一を超えない金額で支給することができるとしていたが、平成18年5月24日に施行された、「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」第77条第4項に規定を設け、受刑者が釈放前に作業報奨金の支給を受けたい旨の申出をした場合、その使用目的が被害者に対する損害賠償への充当等相当なもの認められるときは、支給時における報奨金計算額に相当する金額の範囲内で、申出の額の全部又は一部の金額を支給することができるとした。

また、この制度を十分に運用するため、本制度について刑執行開始時における指導等の際に告知しているほか、居室内に整備している所内生活心得等の冊子に記載して周知を図っている。

(9) 暴力団犯罪による被害の回復の充実

警察において、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)(以下「暴力団対策法」という。)等により、暴力団員による暴力的要求行為の相手方や暴力団員による犯罪の被害者等に対して、本人からの申出に基づき、暴力団員から受けた被害の回復等のための助言や交渉場所の提供等の援助を積極的に推進している。

また、民間の活力を結集させ、暴力団追放運動を強力に推進することを目的とする都道府県暴力追放運動推進センター(以下「都道府県センター」という。)においては、暴力団対策法に基づき、民事訴訟費用の無利子貸付を行っている。

平成10年ごろからは、暴力団を相手方とする民事訴訟支援を一層推進するため、各都道府県において、警察、都道府県センター、弁護士会の三者が、民事介入暴力事案の民事訴訟等において共同して対処することを内容とする「三者協定」を締結し、その後、そのための情報交換等を行う「民暴研究会」の設立が進められ、訴訟関係者に対する暴力団情報の提供や訴訟関係者の保護対策等の支援を行っている。

【事例①】

平成7年に発生した山口組傘下組織と四代目会津小鉄傘下組織との対立抗争事件において、警戒中の警察官が誤射され、殺害された事案につき、遺族が山口組組長の使用者責任を問う民事訴訟を提起したため、京都府警察等は、情報提供、遺族や弁護団の保護対策の実施等により、遺族側を全面的に支援した。平成16年11月、最高裁判所は、山口組組長の使用者責任を認める判決を言い渡した(京都)。

【事例②】

平成15年7月、神奈川県横浜市内において、稲川会傘下組織幹部らが、解体工事会社の社員に暴行を加え、死亡に至らした事件につき、神奈川県警察は、弁護士会、都道府県センターと三者協定を締結して必要な支援を実施し、平成18年6月20日、稲川会総裁稲川角二等に対して使用者責任を追及する損害賠償請求訴訟が提起された(神奈川)。